

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年4月4日（水）15時11分～16時15分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部教授

<自治体等>

田中 泰史	千葉県 総合企画部 交通・規制緩和担当部長
吉川 泰弘	千葉県 総合企画部 参事
井上 智之	千葉県 総合企画部政策企画課 戦略特区・規制緩和担当課長
今野 卓美	千葉県 総合企画部政策企画課 副参事
井本 義則	千葉県 健康福祉部 次長
向 浩士	千葉県 健康福祉部健康福祉指導課 課長
薄井 まどか	千葉県 健康福祉部健康福祉指導課 主幹 (兼)福祉人材確保対策室 室長
平野 康則	福岡市 福祉局高齢社会部高齢社会政策課 課長
熊丸 陽亮	福岡市 福祉局高齢社会部高齢社会政策課 係長

<関係省庁>

財津 依人	出入国在留管理庁 政策課 政策調整室長
新井 靖久	出入国在留管理庁 政策課 補佐官
吉田 昌司	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長
本間 隆	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐

山崎 彩夏 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室 係長

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
松平 健輔	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 外国人介護人材の確保に向けた在留資格「介護」の要件緩和
 - 3 閉会
-

○水野参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題ですが、「外国人介護人材の確保に向けた在留資格『介護』の要件緩和」ということで、千葉県様、福岡市様、出入国在留管理庁様、厚生労働省様にオンラインにて御出席いただいております。

本日の資料ですが、千葉県様、福岡市様、出入国在留管理庁様、厚生労働省様から御提出いただいております。また、本日の議事もございますが、いずれも公開予定にしております。

本日の進め方ですが、まず資料の説明を千葉県様から10分程度、次に福岡市様から5分程度、続いて出入国在留管理庁様から5分程度、最後に厚生労働省様から5分程度で行っていただきます。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、在留資格「介護」に係る要件緩和に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

外国人介護人材の確保を目的とした規制改革案として、千葉県及び福岡市から在留資格「介護」に係る要件緩和の御提案をいただきました。本日は自治体が抱えている課題とそれに対応するための提案の内容を御説明いただいた後、関係省庁である法務省出入国在留管理庁、厚生労働省から見解をお示しいただきたいと考えております。

それでは、早速、千葉県様から御説明をお願いいたします。

○井本次長 千葉県健康福祉部次長の井本と申します。よろしくお願いいたします。

資料の2ページを御覧ください。こちらが本県の提案の全体像となります。上段の現状・課題ですが、介護人材の確保は本県の喫緊の課題であり、外国人の人材の確保の重要性も

増しているところです。一方、外国人が在留資格「介護」を取得し、継続的に働くためには、介護福祉士の資格を有することが求められております。これは介護活動に従事しようとする外国人に対しまして、在留資格を与える上で必要となる高度な専門性・技術力についてこの資格で担保する目的と伺っています。しかし、介護現場の状況を踏まえると、在留資格「介護」で担保しようとする専門性や技術力を国家資格の取得といった知識レベルだけからはかるのではなく、知識レベルと実践的スキルの両面からの確認方法も求められているものと考えます。

そこで、中段の提案内容と効果ですが、「千葉県留学生受入プログラム」に参加している留学生を対象に、介護福祉士の養成施設を卒業後、現場で求められるスキル等を有する者などに、特例で在留資格「介護」を認めることを提案いたします。その際、現場で求められるスキル等の質を担保するため、公的認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度と県によるプログラム参加者へのフォローアップを組み合わせることとします。具体的には、下段の真ん中、規制緩和の諸要件にあるように、養成施設を卒業後5年までの間は①として介護福祉士の国家資格の取得または介護プロフェッショナルキャリア段位制度レベル3の認定を目指すこと、②として同段位制度のアセッサーを配置している県内の介護施設や事業所に就業すること、③として本県が実施する就労状況等の把握に協力することの三つを、また5年経過後は①として同段位制度レベル3の認定を受けていること、②として県内で介護業務に従事することの二つを条件としています。

4 ページですが、千葉県留学生受入プログラムは、介護福祉士として県内施設で就労することを目指す外国人留学生と受け入れる介護施設を一体的に支援する取組で、このページにある現地や県内でのマッチング支援と次の5 ページにある学費や居住費の支援を行うものです。なお、県では5 ページの学費や居住費の支援を行うに当たり、毎年度留学生が適切に進級、進学していることを確認しているところです。

次の6 ページですが、本プログラムにおける各機関の参加基準と主な役割を定めています。例えば県内日本語学校の主な役割としては、卒業時に日本語能力試験N2相当となるよう真摯に教育を行うこと等を、同じく介護福祉士養成施設では、授業への対応が困難な者に適宜補講を実施するなど十分なサポートを行うこと等を定めています。

9 ページの上段でございますが、現在経過措置として、令和8年度の養成施設卒業者までは国家試験に合格しない場合でも介護福祉士の資格が付与されております。この経過措置の終了に伴い、試験に合格しなかった留学生は在留資格「特定技能1号」に移行できませんが、在留期間には上限が設定され、5年以内に合格しなければその後の就労はできなくなります。また、受入れ施設は各種手続や支援などの義務を負うことになり、負担が増加します。さらに、在留資格「介護」を取得するハードルが上がるため、留学生が日本以外の国を選ぶことになる可能性があります。

下段の外国人介護人材の就労状況ですが、千葉県プログラムの参加者は、国家資格の合否にかかわらず問題なく就労できており、受入れ施設にとって貴重な人材となっているこ

とを確認しております。また、介護現場の状況として、一般的に国家資格を有していても、当初は大半が一般職として介護業務に従事しています。外国人の介護人材に期待される役割も、まずは一般職としての的確な介護業務の実践であり、その後、継続的に業務に従事する中で指導者等の役割が求められています。

12ページですが、介護プロフェッショナルキャリア段位制度は、平成24年度に内閣府が介護職員の職業能力を全国共通の基準で評価するために創設された仕組みです。創設当初、従前の資格制度で不足が指摘されていた実際に現場で何ができるのかといった観点を補うために、知識のみならず実践的スキルの面からも評価を行い、認定するものです。レベル3では、利用者の状態に応じた介護や多職種の連携等を行うための幅広い領域の知識や技術等を習得し、的確に実践できるといった高い専門性・技術力を有するところです。

最後に、13ページです。本特例措置で期待する効果ですが、外国人介護人材の確保数として2027年から2040年までの14年間で約180名を見込んでいます。本提案により介護人材の需給ギャップの改善による県民生活の質の向上、多様な人材が活躍できる環境づくりによる千葉県、東京圏におけるグローバルな人材の受入れ促進を図ってまいります。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございました。

続きまして、福岡市様から御説明をお願いいたします。

○平野課長 福岡市高齢社会政策課の平野と申します。よろしくお願いいたします。

本市は介護人材の確保に向けて参入促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上に総合的に取り組んでおりますけれども、将来にわたって安定的に人材を確保していくため、外国人介護人材に関して今回提案をさせていただいたものでございます。

まずは1ページ、現状でございますが、高齢者人口の増加に伴い、介護ニーズが高まる中、介護人材はさらに必要となっております。その下に本市の要介護認定者数の状況についてお示ししておりますけれども、令和4年度、これは実績ですが、7万1730人に対しまして、令和22年度、これは第9期介護保険事業計画の推計値ですが、11万1440人となり、約4万人の増加を見込んでおります。その下、介護職員の必要数ですけれども、令和4年度、これは推計値ですが、2万2600人に対しまして、令和22年度は3万4600人となり、約1万2000人の増加を見込んでおります。その下、本市の介護福祉士養成学校の状況ですが、本市の養成施設数6校に対しまして、学生数が365人、そのうち留学生の受入れ人数が207人で、学生の半数以上が留学生となっております、留学生は介護業界の中で貴重な人材となっております。

2ページをお願いいたします。課題でございますけれども、介護福祉士の養成学校の日本人学生は、卒業後、仮に介護福祉士試験が不合格であっても、施設で働きながら、より高度な技術を習得することができます。一方、留学生は、現在は経過措置期間中で、令和8年度までは養成学校卒業生は介護福祉士として働くことはできますけれども、その経過措置が切れた後、在留資格「介護」であれば養成学校を卒業するだけでは施設で働くこと

ができない状況に至ってしまいます。介護福祉士試験に不合格となった外国人留学生が、やむを得ず在留資格を「特定技能 1 号」に切り替える可能性がありますけれども、資格取得に関しましては、養成施設や事業所からのサポートがない状況では働きながら資格を取得することは難しく、介護福祉士合格を目指す意欲が低下するのではないかと考えております。

3 ページをお願いいたします。そこで、本市の提案でございますが、現行規制では、在留資格「介護」は「介護福祉士の資格を有するものが介護又は介護の指導を行う業務に従事する」ことが要件となっておりますけれども、それに対しまして、介護福祉士養成施設を卒業した留学生について、市内の介護施設に就労することに加え、介護福祉士資格取得を目指すことなどを条件に、最長 2 年間の在留資格を認めるものでございます。

その下の表ですけれども、在留資格「特定技能」、これは①技能水準、②日本語能力水準、この二つの要件を満たせば最長 5 年間の在留資格が与えられますけれども、本市の提案では、まず要件の①介護福祉士養成施設を卒業すること、②有識者会議の意見を踏まえ、本市が専門性・技術力を確認すること、③市内の介護施設へ就職し、働きながら介護福祉士合格を目指す、この三つの要件を満たすことによって在留資格「介護」であっても最長 2 年の在留資格を有し、卒業後 2 年以内の合格を目指すことができるというものでございます。要件②につきましては、※ 1 ですが、本人の希望や身に付けた専門性や技術力、留学生の修学態度、将来性などについて事業者や養成施設などで構成する有識者会議の意見を踏まえまして、本市が確認したいと考えております。③の要件については、※ 2 ですが、事業者などと連携し、資格取得に特化した学習プログラムを提供したいと考えております。これによりまして、介護現場の人材確保を促進し、持続可能な介護サービスを実現したいと考えております。

説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ただいまの千葉県、福岡市からの報告に対し、関係する省庁の皆様から見解を伺えればと思います。

それでは、まず法務省出入国在留管理庁様から御発言をお願いいたします。

○財津政策調整室長 出入国在留管理庁政策課で政策調整室長をしております財津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の関係の御提案につきまして、資料の 1 ページをご覧ください。ただいま千葉県様と福岡市様から御説明がありましており、在留資格「介護」は、法律上「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」を行う場合に付与される在留資格ということでございますので、介護福祉士の国家資格を有することが法律上の要件となっております。

我が国の外国人労働者の受入れ、この一般的な方針につきましては、まず専門的・技術的分野の外国人につきましては積極的に受け入れていく、他方でそれ以外の分野につつま

しては国民的なコンセンサスを踏まえつつ慎重に検討していく方針となっております。この点、この「介護」の在留資格についてですが、介護分野については、高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている中で、我が国の介護福祉士の国家資格を取得した者には専門性・技術性が認められるところ、介護福祉士の国家資格を有することをもって高度な専門性・技術力をもつことを担保しているという建て付けでございます。そういった意味で在留資格「介護」の下、介護又は介護の指導を行う業務に従事する場合は必要な要件であると考えております。

2 ページをご覧ください。他方で、介護分野につきましては、深刻化する人手不足への対応として、これも御説明がありましたけれども、特定技能制度において外国人材の受入れを行っております。「特定技能 1 号」自体が分野を限定して受け入れるというもので「介護」も対象になってございますけれども、在留資格「特定技能 1 号」の介護分野で在留している者が、厚生労働省さんの資料上は昨年末時点で 4 万 4367 人と書いてあります。ちなみに最新の数字ですと、今年の 1 月末現在で 4 万 5836 人の方が「特定技能 1 号」の介護分野で就労しているということになります。

今回の御提案に関連しまして、介護福祉士養成施設の留学生在が卒業時に介護福祉士資格を取得できなかった場合ですが、「特定技能 1 号」につきましては、どの分野もそうなのですが、この資料の左の真ん中の欄にございます「特定技能 1 号」のポイントにある技能水準、日本語能力水準ですが、本来は技能試験と日本語試験が必要とされておりますので、「介護」につきましてもその要件が課されているところでございます。介護福祉士の養成施設の卒業者につきましては、これらの試験を免除し、無試験で「特定技能 1 号」に移行することを認めているといったものでございまして、在留資格「特定技能 1 号」の下で最大 5 年間働きながら介護福祉士の国家資格の取得を目指すことが可能となっております。ですから、入管庁といたしましては「特定技能 1 号」で就労しつつ勉強をいただいて、国家試験に合格した後「介護」の在留資格に変更いただきまして、長期的に我が国で介護福祉士として御活躍いただけたらと思っております。入管庁といたしましては、在留資格「介護」に向けたキャリアパスが明確になっていると考えてございます。

右下に「介護」も含めた特定技能制度と他の在留資格制度の関連性をイメージで書かせていただいておりますが、「技能実習」の上に「特定技能 1 号」がございまして、これが今、申し上げた話です。その上に更に「特定技能 2 号」もありまして、これは各分野におきまして「特定技能 1 号」より、より難しい熟練した技能を測定する試験に合格した人については「特定技能 2 号」の在留資格に移行できると。「特定技能 2 号」の在留資格に移行しますと、在留期間の更新はありますけれども、「特定技能 1 号」の 5 年までとは違いまして、更新を繰り返す限りはずっと日本にいられるものとなっております。この「特定技能 2 号」の中には実は「介護」は含まれておりません。それは、その左側にございまして、現在の専門的・技術的分野の在留資格の中に既に「介護」がございまして、これが介護福祉士の在留資格を取得した人だからというところからございまして「特定技能 2 号」

にはないところでございますが、ただ、元々「特定技能1号」の制度をつくったときには「特定技能1号」で5年間働きながら就労していただいて介護福祉士に合格した方については在留資格「介護」に移れる、ジャンプアップできるといったコンセプトでこのキャリアパスをつくっていると認識してございます。

当庁といたしましては、介護分野における外国人の受入れに関しましては、これらの制度を活用していただければと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省様から御発言をお願いいたします。

○吉田室長 厚生労働省社会・援護局の人材室長でございます。

資料に沿って御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。入管庁さんからの御説明にもありましたが、外国人の介護人材受入れの仕組みについてルートで示してございます。左から2番目、これは在留資格「介護」という形で書いておるところですが、ここについて今回御提案をいただいているということかと思います。中身を見ていただくと、養成施設ルートと実務経験ルートで在留資格「介護」が分かれています。今回養成施設ルートの御要望と受け止めております。ここについては、基本的には入国していただいて養成施設で学んでいただき、国家試験を受け、資格を取得し、業務に従事していただくと。介護福祉士の国家資格については、高い専門性、一定の専門性・技術性が認められるということで、在留資格「介護」という在留資格を付与していく方向になっているところで、先ほど入管庁さんからあったとおりでございます。この在留資格「介護」を保有することを通じて家族の帯同が可能になったり、在留期間更新の回数の制限がないという形になってございます。

今、国家試験を受けてということで申し上げました。千葉県さんの御説明の中に、福岡市さんのほうにもありましたが、注1のところで経過措置が設けられているところです。これについて4ページで御説明をさせていただきます。養成施設ルートについて、図でいうと左側ですけれども、基本的には法令上の仕組みは国家試験を受けていただく形になっているのですが、ここが猶予されて経過措置が設けられている状況です。上の箱に書いてございますが、具体的には卒業後5年間は国家試験を受験しなくても介護福祉士の資格が取得可能であって、6年目以降は卒業後5年間従事していれば引き続き資格が取得可能ということで、基本的に卒業後必ずしも試験に受からなくても業務に従事していただければ資格が付与される、そういう現行の経過措置が動いている状況でございます。これについては、御説明の中にもありましたが、令和8年度までの卒業生が対象になっているところでございます。

整理して申し上げますと、在留資格「介護」については、入管庁さんからの御説明もあったとおり介護福祉士の国家資格を取得した方が一定の専門性・技術性を持っているという評価につながるかと思っております。外国留學生についても国家資格を取得して

いただく、それで在留資格「介護」を付与していくこと、これを現行こういう形で可能に
してございまして、これが専門性などを担保していく上では必要かと考えており、この要
件自体の緩和は難しいところではないかと受け止めています。

一方で、少しこの特区の提案からは離れますが、千葉県さんの御提案、また福岡市さん
からの御提案にあった経過措置についてでございます。この取扱いについては、そのまま
廃止すべきではないかという御意見もある一方で、色々な状況も鑑みて延長すべきではな
いかという御意見もいただいているところです。様々な御意見を伺っているところす
ので、それをしっかり受け止めて、経過措置のところについてはしっかりと検討していき
たいと考えておるところでございます。

私からは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがで
しょうか。

それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

自治体の皆様、御説明どうもありがとうございます。

まず、福岡市さんに御質問させていただきますが、有識者会議を使って外国人材の専門
力・技術力を確認するということで質の担保しようとしています。具体的にどういう評
価をし、質の担保に向けたプログラムなどを持っているかを具体的に聞かせていただ
きたい。千葉県さんには、現場で求められているスキルの質の担保の方法、その仕組
みを先ほどの御説明では一定程度お持ちとのことですが、その一定の要件を具体的に、
かつどう捉えているかを教えてください。

また、厚生労働省さんにお聞きしたいのは、仕組みや経緯は理解できましたが、とはい
え、現場では現に人手不足の対応が今の仕組みや施策では追いつかない、困っている実
情がある中で、今回の千葉県さん、福岡市さんの提案が受け入れられないとすれば、逆
に現場での逼迫した課題を厚生労働省さんとしては別の方法で対応する提案がで
きないのでしょうか。

また、今回の提案とは直接関係ないのですが、エッセンシャルワーカー、特に介護福祉
士などは、外国人活躍で日本人より安い賃金で働いていただいて活用する時代はもう終
わり、外国人の方に活躍していただくにしても、日本人であっても報酬も含めて魅力
的な仕事としていかなければ、現場の問題は解決しません。そうした意味で報酬な
ども含めた次の手を考えているのかを併せて教えていただければと思います。よろしく
お願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、福岡市、千葉県、厚生労働省様の順番で御回答をお願いします。

○平野課長 福岡市です。

まず、有識者会議について御回答させていただきます。会議では外国人介護職員、留学生のスキルや介護事業所の受入れ体制や環境について議論、評価を行いたいと思っております。構成員ですけれども、留学生を始め介護施設の管理者、それから養成施設、日本語学校の講師など、それから福岡市が参加したいと考えております。そして、評価の外国人職員の留学生のスキルについては、養成施設での学習成績や実習の状況を指標といたしまして、利用者対応やチームワークといったヒューマンスキル、それから記録、報告の正確さや介護技術の習得状況といったテクニカルスキルを評価したいと考えています。介護事業所の受入れ体制や環境については、施設からの申告や実態調査を基に労働環境や学習環境について評価をしたいと考えています。

続いて、学習プログラムについて御回答させていただきます。介護福祉士試験の過去問や模擬試験を活用して試験の出題範囲に沿ったプログラムを作成したいと考えております。例えば、まず試験の概要や勉強の進め方を確認、一定の期間ごとにテーマを決めて学習するなど、実務と結び付けながら理解を深める学習を行いたいと思っております。さらに、介護福祉士の試験では合格が難しい要因の一つとして非常に高度な日本語読解力が挙げられておりますので、日本語の表現や用語に重点を置いた日本語学習の機会を設けながら、定期的な模擬試験の結果を基に苦手分野を補強する学習を行いたいと考えています。学習状況については、有識者会議のメンバー等を中心にチェックを行い、苦手な分野等のフォローをしながら定期的に有識者会議で報告を行いたいと考えております。

回答は以上でございます。

○向健康福祉指導課長 続きまして、千葉県から御回答を申し上げます。

質の担保に向けた一定の要件についてでございます。資料の12ページに基づいて御説明をさせていただきます。千葉県では質の担保に向けて介護プロフェッショナルキャリア段位制度を活用することを想定しております。この中でレベル3でございますが、赤の囲みにありますとおり、利用者の状態に応じた介護や多職種の連携を行うための幅広い領域の知識・技術を習得し、的確な介護を実践できるレベルでございます。これを評価基準として実践的スキルと知識の両面から評価するものです。実践的スキルについては、アセッサーが介護職員の日頃の仕事の様子や業務の記録等を見て各レベルの基準に達しているかを評価いたします。知識レベルについては、レベル3は介護福祉士養成課程、これは知識や技術について2年間1,800時間の課程を修了するものです。それによって知識レベルを判断することになっております。これによって質の担保を図りたいと考えております。

以上となります。

○吉田室長 御質問ありがとうございます。厚生労働省でございます。

御指摘いただきましたように、介護現場は大変人手不足でございます。その中で外国人の方々に多く入ってきていただいて、ケアの質を担保しながらキャリアアップしていただきながら活躍いただくことは非常に重要だと考えてございます。その中で、個別具体的に御指摘をいただきましたけれども、まず先ほどの御説明の繰り返しになりますが、日本人、

外国人にかかわらず制度的な話として経過措置の取扱いがございます。これについては先ほども申し上げましたとおり、関係者の方々から様々な御意見を頂戴しているところですので、それについて今後厚生労働省としてしっかりと向き合って検討していきたいと考えているということです。

もう一つ、足元の現場で働いている方々、たくさんいらっしゃいます。そういう方々に、より御活躍いただく観点からどういう取組をしているかを御紹介いたしますと、まず日本語の支援でございます。語学能力のアップは仕事をする上で欠かせません。日本語のウェブコンテンツ、自学自習できるようなものを関係団体をお願いをして作成をしており、実際に国家資格を取りたいと思われている外国人の方々もいらっしゃいます。そういう方々は事業主に基本的には日々サポートいただいている現状もありますが、なかなかそれだけでは追いつかないところもお伺いしております。その中で、関係団体に御協力いただきながら、各都道府県レベルで国家資格の取得の支援講座を昨年度から始めているところです。これは座学とグループワーク、演習みたいなものを組み合わせて、複数回事業所を超えて外国人の方々に集まっていただいて、仕事をしながら勉強し続けるのは大変ですので、そういう勉強のつまずきがないか、学習がちゃんと進んでいるかみたいなことを確認していくような取組を始めています。グループワークなどもしながら、横のつながりを作りながら、外国人の方々がしっかり学習を進め、ひいては国家試験に合格できるようにという取組も進めているところです。

最後、試験の仕組みも少し変えていこうと考えていまして、我々はパート合格と呼んでございますが、今、国家試験は合格か不合格か一発で勝負が決まっていく形になっていきます。その中で外国人の方々が受けやすい支援ですね。振り仮名を振ったり、時間を延長したりということはこれまでもしてきたのですが、それに加えて試験の仕組みとして、これは仕組みなので日本人、外国人にかかわらずですけれども、試験を三つぐらいに分割をしてA、B、Cというパートに分けて可否を判定していこうと考えています。1回で合格いただければいいのですが、どうしても例えばCだけが苦手でCが基準点に達しなかったということだと、今まで翌年度に全体を受けなければいけなかったのですが、そういう制度が始まったときには、翌年度について不合格だったCだけを受けていただく形で学習の負担が軽減される仕組み、苦手なところに特化をして勉強ができる仕組みで働きながら資格取得を応援していこうということで、そういう仕組みも次の試験、今年度の1月にやる試験から導入していこうと考えています。このような形でソフト面、また制度面を含めて外国人の方々の御活躍を我々としては後押ししていきたいと考えております。

○菅原委員　ありがとうございます。

今の御回答いただいた件でコメントしますが、厚生労働省さんから経過措置については様々なステークホルダーの意見を聞きながら考えたいということでしたので、それはぜひ進めていただきたい。もう一つ、学習支援や試験に関してもサポート体制をいくつか御説明いただきました。それがどの程度効果が出てくるかにも関わってくると思いますが、も

しそれで現場の人手不足が解消しないようであれば、千葉県さんや福岡市さんも質の担保を考えているので、今の御提案で不足している、など改善点があれば、助言をしていただく必要があるのかと思います。人手不足解消が皆さん共通のゴールだと思いますので、引き続き検討いただければと思います。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀真奈美委員、お願いします。

○堀(真)委員 提案自治体の方と厚生労働省の方に御質問させていただきたいのですが、菅原委員もおっしゃいましたが、介護人材の量的確保、そして質的確保は言うまでもなく非常に重要なことであると思うのですが、両自治体とも質をある程度自治体で必要なレベルを担保しつつ量的確保を担おうとしている意欲は伝わりました。ただ、実際その資格に合格できないというのは、自治体側の支援が不足している、あるいは事業者側のサポートの工夫が足りない可能性もあるかと思うのですが。あるいは支援を行っても合格がなかなか難しいというのは何か要因があるのか、ボトルネックのようなものを確認されているのかどうかをお伺いしたいと思います。

厚生労働省の方には、介護福祉士の国家資格試験のやり方を含めた見直しを検討されるとともに、今回に限り経過措置を延長することを検討されるということなのですが、そもそも介護福祉士という国家資格の実施方法については振り仮名を振ったりとか、時間延長とか、色々日本語というところではサポートをされていると理解しております。これは今回と直接関係ないかもしれないのですが、将来的に外国人の介護人材をより長く定着させるところまで考えていくとするならば、すぐには無理としても部分的であっても、試験をほかの言語で実施することはできないでしょうか。あるいは、資格を例えば国家資格の介護福祉士ではなくて、初任者研修や実務者研修にプラス外国人の方の介護福祉士に相当する資格のようなもので代替する、新しい資格をつくれと言っているのではなくて、そういう工夫が運用レベルでできるのかどうかを伺いたいと思います。

なぜかという、介護福祉士の養成に関わっている教員や現場をよく知っている方に聞くと、「介護」という言葉そのものも国によって意味が違うので、介護福祉士のテキストにある日本語を理解する以前に、介護のコンセプト、介護というものは一体どういう意味なのかは国や文化によっても違うので、多文化共生のあり方にもつながる議論ですが、日本における介護はどういうところを重要視しているのかは今の介護福祉士のテキストだけではなかなか伝わらないのではないかと。外国人には外国人が日本の介護を理解できるような異文化理解的なサポートというか、その逆も然りですが、そのようなものがいいのではないかという話を現場に詳しい方から伺ったことがあります。その辺の見直しの可能性があるのかどうか。もし可能性があるとしたら、今回のような積極的に提案してくる自治体さんと実験的なことができる余地があるのかどうかを伺えればと思います。

あと、外国人と日本人で合格率が実際にどれくらい違うのか、もし情報があれば教えてください。

○中川座長 それでは、福岡市、千葉県、それから厚生労働省様の順番にお願いします。

○平野課長 福岡市です。

留学生が介護福祉士試験に合格するために自治体として支援を行っているかということについての御質問について、本市におきましては、令和4年度まで生活困窮者就労準備支援事業費等補助金という国の補助金を活用しまして介護福祉士試験のための日本語講座を実施しておりましたが、その補助金が県の基金事業に変わりましたので、現在は本市の独自事業として日本語上達に資する取組、交流会やテストといったものを継続実施しているところでございます。

支援を行っても合格が難しいというところについては、試験が非常に高度な日本語読解力が求められるところで、専門用語に加えまして微妙な言い回しや引っ掛け問題がありまして、そこに外国人留学生が柔軟に対応できないところがあるということで、留学生からそういったお声を聞いております。そういったところを踏まえまして、今回の提案でパート受験を踏まえたところで在留資格を延長して、本市の学習プログラムを提供しながら合格に結び付けていきたいと考えていたところでございます。

以上です。

○向健康福祉指導課長 続きまして、千葉県から回答させていただきます。

まず、試験に合格できない理由や背景の認識でございますが、留学生の皆さんは一般的に日本という異国の慣れない環境で、国家試験のための専門的な学習だけでなく介護施設等でアルバイトとして就労しながら日本語の学習も継続していく必要がありますので、国家試験の合格は容易ではないと認識しております。千葉県としましては、先ほど井本から御説明申し上げましたとおり、千葉県留学生受入プログラムでは、県内日本語学校には卒業時にN2相当となるように教育を行うであるとか、養成施設には留学生の方に十分なサポートを行うことなどを求めています。また、千葉県では千葉県外国人介護人材支援センターというものを設置しておきまして、プログラムの留学生の皆様に対して必要に応じて学習方法のアドバイスや介護の日本語の研修などの学習支援も行っているところです。このような取組は合格率の向上に向けて引き続き実施していきたいと考えております。

以上となります。

○吉田室長 御質問ありがとうございます。厚生労働省でございます。

御指摘いただいた点、何点かございました。試験のやり方などについてまず御指摘をいただきました。外国人の方々に母語の言語でという御指摘もいただくときがあるのですが、基本的に色々な検討をする中で今回パート合格を入れてみようということで、学習と就労を両立させていく、それは質の担保をしながら応援していくという形で、介護福祉士の国家資格の専門性を担保する上で必要な物差しだと思っています。現時点では入管庁さんとの関係でも在留資格の制度との関係においてもそれが必要だという認識です。その中で外国人の方々も含めて資格を取りたいという方の応援をどのようにしていくのかという観点で検討したとき、もちろん今までも試験時間のこと、また振り仮名、難しい用語はできる

だけ平易な言葉にするような作問の仕方なども進めてきています。順次取組をする中で今回パートの合格を入れて、次の試験からやっていくということですので、試験の制度の中の仕組みを改めているということで、我々にとってはかなり思い切った対策だと考えています。その対策をやってみて少し状況も確認をさせていただきながら、振り返り、課題等を抽出していきたいと思っているのが現時点での状況です。

御指摘で介護のコンセプトというか考え方みたいなものが難しいというお話がありました。そういうお話もよく聞くとお聞きします。我々はまずミスマッチを防ぐために海外の方々にしっかりと日本の介護というものを分かっていただいて日本に来ていただくことが大切かと思っていて、日本の介護が大事にしてきた自立支援や尊厳という考え方があるのですが、そういうものをより現地にアピールをして、PRをして、現地で説明会をやったり、セミナーをやったりということもしながら、日本に来ていただいてこういう生活支援をする、自立に向けて支援をするような仕事とは想像していなかったみたいなミスマッチが起らないような工夫も政策としてやっているところなんです。そういうものも組み合わせながら、なるべく介護にしっかりと問題意識を持っていただいた方々に入国をいただいて、現場で御活躍いただけるような環境を整えていくことが必要かと思っています。

合格率については、全体では8割弱というところですが、留学生の方々についていえば4割を切るような形に現時点ではなっているところなんです。

以上でございます。

○堀（真）委員　ありがとうございました。

最後の厚生労働省側からの回答で留学生が4割を切るというところなのではけれども、おっしゃっていることは非常によく分かりますし、介護福祉士の資格は非常によく考えられたもので、大きく変えるほうがいいと思っているわけではありません。ただ、ただでさえ日本語のハードルが高くて、かつ介護福祉士の資格試験の内容も難しいとなると、これから介護以外の分野でも人材不足が非常に深刻になってくる中で、入管庁側の回答にあった日本としてこれからの受け入れをどうしていくのかにもかかわりますが、介護には両方のハードルがあると、よりやさしい分野に人が向かうのではないかと。日本に関心があっても、介護で働きたい人が少なくなってしまう可能性もあるのではないかと。

というのは、日本だけではなくて世界的に高齢化が進んでいて、介護人材は本当に世界的に取り合いになっていて、処遇改善や働き方、それこそ多文化共生のありかたなどの話にも関わるとお聞きするので、それよりもより重要な課題になっていくかと。そうなるにつれて、今までの考え方は、もちろん制度は合理的だと思うのですが、時代が急速に進んでいく中で、気がついたら質的確保もそうなのではけれども、量的確保の部分も足りなくなる可能性もあると思うので、その辺は非常に難しいと思いますが、これからの日本を考えるととても重要な課題だと思いますので、引き続き検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○中川座長　ありがとうございました。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

既に各委員から御質問がありまして、大分問題意識も出ているところかと思いますが、なかなか外国人材において国家試験だけで評価することがどうしても難しいところがあるのではないかと思います。つまり、先ほど量的な確保という意味もありましたが、もちろん国家試験まで取っていただいたほうが望ましいことはあり得るものの、本当に国家試験だけが選択肢になるのか、もう少し実際に介護で一定の業務ができるような方を評価していく余地がないのか、といったあたりを厚生労働省様にも改めて伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○吉田室長 ありがとうございます。

御案内だと思いますが、介護福祉士がないと働けないということには介護の分野はなっておらず、先ほど私どもの説明資料の冒頭にも付けていましたけれども、4ルートで入ってきていただいています。例えば「特定技能」の枠組みで今は4万4000人ぐらいの方々に活躍していただいています。この方々は介護福祉士の国家資格はお持ちではありませんが、一定の試験をクリアしていただいて、即戦力として介護現場に入ってきていただいている状況です。この方々については5年間介護施設で就労ができるという枠組みになっています。

まず、そういうことで働けるということがございますし、5年間働いていただけるような環境になっていますので、基本的にその中で日本語の支援や定着の支援、国家資格の取得の支援など幅広い取組をしながら、それは事業主だけではなくて関係団体、職能団体などのお力も借りながら、また国としても経済的な支援をしながら重層的に御支援させていただいて、資格を取りたい、日本で長く働きたい方を応援していく仕組みになってございます。

それぞれ先ほどの資格の取得の講座をやっているなどという取組を強化しつつ、申し上げたとおりパート合格という仕組みも入れていく形で、より国家資格を取りたい方々を応援するようなスキームにはしているところです。それが十分かどうかという御評価は色々あると思いますが、パート合格はこれから始めるところですので、その状況も見ながら我々としてもしっかりと分析をしていきたいと考えております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

おっしゃっていただいたとおり、いくつかのルートはあって、改めて国家試験だけではなく、それが「介護」という在留資格になるのかどうかでは大きい影響はあるものの、全体としては別にその在留資格だけで働けるかどうかを評価しているわけではないと理解しました。また、それに対して在留資格面での評価やそれに対する効果をどの程度与えるかはまた別の議論ということもあると思いますが、考慮していないわけではないということで、それがこれまでの政策でもあることはよく理解いたしました。

一方で、改めて「介護」という在留資格の場合で言いますと、一定期間ということに限らず長期間業務をできるということで、ある種日本に来て働くことのメリットと、本当に昔のように日本が選ばれる国であり続けるのかが難しくなっている状況の中で、より魅力を高めるような制度にしておく必要はないのかを併せて考慮していくことが重要なのではないかと思います。改めて両自治体にお伺いしたいと思いますが、この「介護」の資格があることは、実際に外国人で働き手になる方にとっては、意思決定の要素として一つ重要な要素になりそうだと考えておられるのではないかと思います。そういう理解なのか、またこういう話も聞いているといった点があれば是非お伺いできればと思います。

○中川座長 福岡市様、千葉県様の順番で答えがあればお願いします。

○平野課長 福岡市です。

先ほど厚生労働省さんがおっしゃったように、介護福祉士の資格がなくても介護の仕事に従事することができるというのは確かなのですけれども、訪問介護においては介護福祉士もしくは初任者研修の修了者の資格が必要となっております。訪問介護員が少ないという現状が非常に最近が高まっておりますので、外国人材の介護福祉士の資格取得は非常に重要なことなのかと考えております。

以上です。

○向健康福祉指導課長 千葉県から回答させていただきます。

千葉県の認識としましては、継続的な在留が可能となる在留資格「介護」を付与するのは、高度な専門性と技術性のある場合のみという考え方を前提としております。その上で、介護福祉士の資格がなくても養成施設で専門的な技術・知識を習得し、かつ介護の現場で指示等がなくとも的確な介護を実践できる水準の高い専門性・技術力を備えた人材に、特例で在留資格「介護」を付与していただけたらと考えております。このような水準にある方々は、介護福祉士試験の合格という知識レベルだけを確認した方、養成施設を卒業して介護福祉士試験に合格したばかりの方と比較して、遜色ないレベルにあると認識しております。

以上となります。

○落合座長代理 千葉県様にもう一点お伺いしたいと思いますが、そういう方にとっては「介護」の在留資格にて評価をされることは、重要な要素になりそうとお考えということでしょうか。

○向健康福祉指導課長 そのとおりです。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

最後にいたしますが、今、各自治体とも議論させていただきまして、二つの自治体で考え方というか整理の仕方も若干違う面もあるかと思いましたが、福岡市様の観点でいえば、特に訪問介護で現状の制度ですと、十分に配置ができない状況にあるということで見直しをというお話もありました。千葉県様からは、抽象的な意味ではある種ゴールポスト自体は変えないわけなのかもしれないが、高度人材に限ることではあろうと思いますが、ただ

高度人材であることを担保する方法が試験だけではないのではないかという点もありました。いくつかのそれぞれの直面されている課題との関係や、もしくはできるであろうと考えられていることとの関係で御提案いただいておりますが、それぞれ在留資格として「介護」という長期的に安定して働けるような資格であることは、重要であることは前提にして御議論されていたと思います。元々厚生労働省様でも色々考えられてルートはつくられてきていたところではありますが、一方でそれだけで解決できない課題があるという議論もあったと思いますので、できる範囲で見直しをしていただければと思いました。

私のほうは以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

大槻委員、お願いします。

○大槻委員　ありがとうございます。

皆さんがおっしゃったところと重なるところもあるのですけれども、まず意見として、今回は厚生労働省さん、それから入管庁さんに対しては、これは地方の悲鳴ですね。本当にこのままだと介護人材が足りなくて仕方がないということで、それぞれのお考えになる解決策としてをお願いをしているということなので、これはすごく重く受け止めていただきたいと思います。それぞれにリスクがあるという御認識で、このままでは認めづらいというニュアンスで受け取ったのですけれども、ほかの委員の方々がおっしゃったとおりで、それはもう立ち行かないよということなのだと思います。

そこで、二つ教えていただきたい点なのですけれども、この特区の提案というよりもそもそもものところになってしまいますけれども、この試験を見せていただきましたけれども、ほかの方からもあったとおり、この知識と数年にわたって現場で外国人の方が体験をしてきたこととどちらが重いのでしょうかということなのです。正直、介護については、もちろん知識があるにこしたことはないですけれども、介護したいという意欲と当事者に対して寄り添う気持ち、ここが一番大事なのではなかろうかと思いますので、これは資格がないと様々な制約を受ける、それで「特定技能1号」だとせっかく得た深い知識というか体験を無にして帰ってしまうということで本当にいいのでしょうかということを厚生労働省さんに教えていただきたいということが1点です。

もう一点は、先ほどこれから試験を部分的に認めるなどの工夫ということをおっしゃっていただきまして、素晴らしいと思いました。これは例えばほかの国で介護資格がそれぞれあると思うのですけれども、その一部を流用して、そこで受かっていれば一部免除などの工夫はできないのでしょうか。これも厚生労働省さんに教えていただければと思います。

以上です。

○吉田室長　ありがとうございます。

御質問の点、1点目は現場の経験と試験、どちらが大事かという御質問だったかと思いますが、どちらも重要だということが我々としてのお答えかと思います。介護の現場での経験も大切ですし、それを体系的に理解する、知識を持って理解をすることは専門性を担

保する上では非常に重要だと思っています。その両面をうまく融合させていくことが大切だと思っていて、一つ物差しとしての試験は非常に大切なものだ、重要なものだ和我々としては受け止めています。

2点目、他国の状況ということで、我々も網羅的に把握をしているわけではございませんが、先ほどのほかの委員の先生方の御質問にもありましたけれども、そもそも介護という概念が日本特有の部分もございます。介護資格を持たれているところは、特に来ている東アジア、東南アジアにおいて持たれているところはほぼない、専門資格を持たれているところはないのではないかと受け止めています。色々な御意見もいただくところです。資格を使って色々と相互のやりとりができるようにという御意見も伺うことがありますので、そういう側面では色々と介護福祉士資格、これは日本特有の専門性を担保する上で評価するものとして非常にいい資格だと思っていますので、それを通じて海外の方にアピールをしていくことは極めて大切だと思いますが、相手国側に既存の試験や資格があるという状況には現時点ではあまりないという認識にあります。

以上でございます。

○大槻委員 ありがとうございます。

前広に様々な形で多面的にこの問題は解決していかなければいけないというのは、本当に釈迦に説法だとは思いますが、特に現場で見ている地方の方々の声を是非取り入れていただきたいと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

今までの委員等の議論にありましたように、介護に従事している方が今は215万人いて、数十万人これから必要だという中で、それをおそらく高度人材だからといって介護福祉士だけで埋め尽くそうなどというのは、政府全体としては全然考えていないことだとは私も理解しています。

ただ、その中で外国人人材をどのように位置付けるかという点については「介護」という資格で在留されている方と「特定技能」の5年間というもののしか外国人人材は使えないのだと思うのですが、そういう中でこれから数十万人必要だというのが確保できるのかは本当にフィージブルなのだろうかという認識から、色々なやりとりがあったのだと思います。

そういう意味の中で、厚生労働省様は色々な制度改革をしていく、それを見てということをおっしゃいました。そういう実験をするのは非常にいいことだと私は思いますけれども、特区も実験ですので、色々な改善方法を試してみることは少し御検討いただいたほうがいいと思います。

経過措置については検討の余地があるということですが、経過措置は基本的に新しいスキームに移るための暫定的な措置ですので、そういった暫定的なものだけではなくて、そういう特区という地域的な実験を少し御検討いただいたほうがいいのではないかと私は思

いました。時間がないので回答は結構です。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますか。

それでは、本日の特区ワーキンググループヒアリングでは、千葉県と福岡市から介護分野の外国人人材の確保に向けた規制緩和の提案について御説明いただきました。関係省庁からは、介護の質を担保する観点から要件の緩和は難しい一方で、介護人材の確保という課題もあり、必要に応じて検討を行っているという御説明がありました。

関係省庁におかれましては、介護福祉士養成施設の卒業者について卒業後5年間の業務従事により介護福祉士の国家資格を取得可能としている経過措置が令和8年度までの卒業生に限られていることや、今回の提案を踏まえ、必要な介護人材を確保するための対応について検討を進めていただければと思います。

千葉県、福岡市においては、地域における介護人材不足の実態把握を踏まえて、現行の特定技能制度の活用が本当に難しいのかということをお検討いただきたいと思いますし、自治体として外国人の資格取得のためにどのような支援が可能か、介護サービスの質の確保の観点から技能の評価や担保等について自治体としても何らかの対応が可能かどうかについて、現場の声を聞くなどしてさらに検討していただきたいと思います。

令和8年度に介護福祉士養成施設に入学する外国人から卒業時に現在の経過措置が適用されなくなることから、その影響も考慮して、今年度中に結論が得られるようスピード感を持って関係者で御検討いただきますようお願いしたいと思います。

何か発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないでしょうか。

それでは、これをもちまして国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。